

議案第30号

宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例の制定について

資料1 宝塚市営霊園永代管理料基金条例を廃止する条例の概要

1. 基金

(1) 名称

宝塚市営霊園永代管理料基金

(2) 設置日

平成 29 年 7 月 7 日(平成 29 年条例第 26 号宝塚市営霊園永代管理料基金条例)

(3) 目的

平成 29 年度の一部改正前の宝塚市営霊園条例第 10 条の 2(以下「旧条項」という。)の規定により使用区画返還の際に使用者に還付される永代管理料還付金に充てるため。

2. 廃止日

令和 6 年 6 月 1 日

3. 廃止理由

平成 29 年度の宝塚市営霊園条例改正以降、市営霊園の使用許可を得た使用者は毎年度管理料を納付することとなっているが、平成15年度以前に募集した長尾山霊園及び西山霊園の使用者は、永代管理料として使用許可の際に一括で納付していた(平成 16～28 年度は募集を行っていない)。

既納の永代管理料は、旧条項により「当該管理料の 20 分の1に使用許可日を受けた日以降の使用年数(1 年未満は 1 年とする)を乗じて得た額を控除した額を還付する」とされていることから、使用許可日から 20 年経過以降は還付の対象外となる。

以上のことから、平成 15 年度募集から 20 年が経過した令和 5 年度を以って全ての使用者が永代管理料還付の対象外となり、基金の役割が果たされたことから、条例の廃止を行う。

4. 廃止時点の基金残高の処理

基金の残高は現在運用中であることから、運用期間が終了した後に残高を「宝塚市営霊園運営基金」に積み立てたうえで、条例を廃止することとする。